

伊奈町災害時要援護者 避難支援プラン(全体計画) を策定しました

昨今、日本各地で大規模地震や風水害の災害により、ひとり暮らしの高齢者や重度の障害者など、多くの方が被災されています。

町では、災害発生時に援護が必要な高齢者や障害者の避難および安否確認等を地域全体で支援する『伊奈町災害時要援護者避難支援プラン(全体計画)』を本年3月に策定しました。

援護が必要な人とは？

「災害時要援護者」となる対象者

介護保険の要介護認定が3～5の方

身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳を所持する方

75歳以上のひとり暮らしの高齢者

75歳以上のみで構成されている世帯の高齢者

前記のほか、災害が発生した場合、避難情報の入手や、ひとりでは避難することが困難な方。また、家族など

の手助けが必要な方で、本人が支援を希望する方。

災害時要援護者個別計画の登録

災害時要援護者に該当する方で避難支援を希望される方は『個別計画』に必要な事項を記入し、町に提出していただきます。

『個別計画』の記載事項

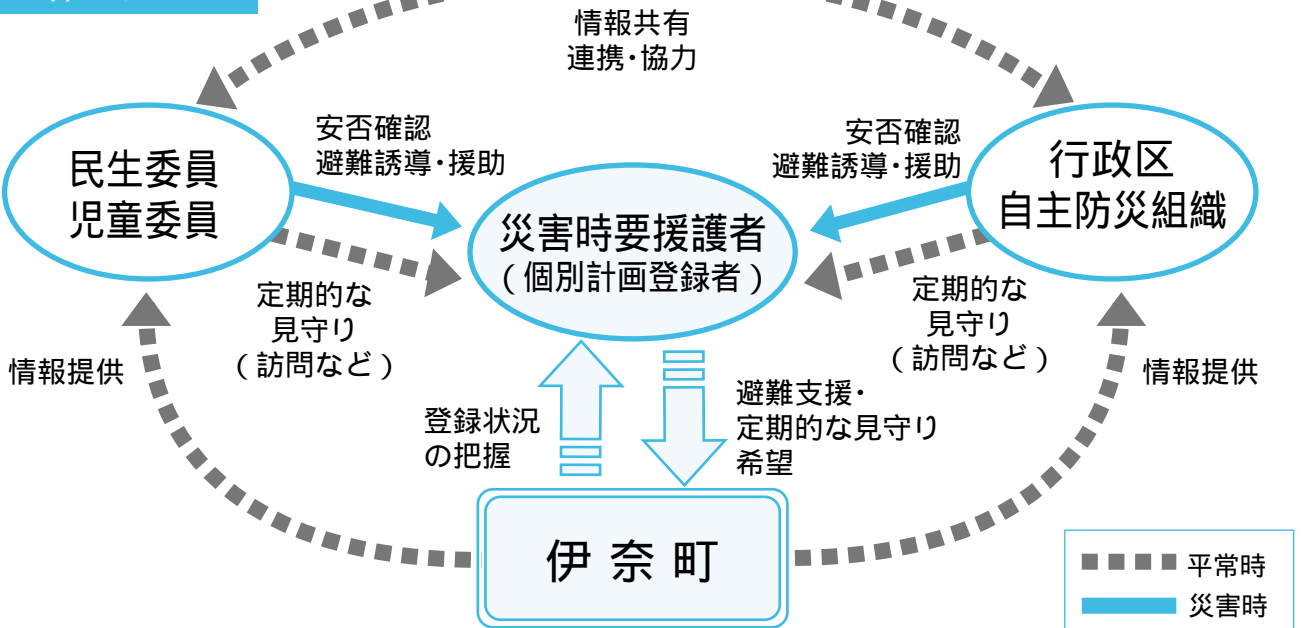
- (1) 緊急時連絡先
- (2) 居住の状況
- (3) 特記事項
- (4) 自宅周辺地図
- (5) 避難場所、避難所

本人またはご家族の方に記入いただいた内容をもとに、町は「個別計画台帳」の登録を行います。

登録後、行政区や自主防災組織、民生委員・児童委員等に、地域での支援活動に必要な情報を提供し、災害時の避難支援に活用してもらいます。『個別計画』の登録手続など詳しくは、別途お知らせします。

図 福祉課総合福祉係 ②160

全体イメージ



「子ども手当」

申請は
お済みですか？

子ども手当については、「広報いな4月号」でお知らせし、申請が必要な方には、4月下旬に書類を郵送したところですが、申請はお済みでしょうか。

6月10日に定時払いをするには、5月20日(木)【郵送の場合、5月20日消印有効】までに申請していただく必要がありますので、お早めに申請をお願いします。

すでに児童手当を受給している場合は、平成22年2月および3月分の児童手当と、平成22年4月および5月分の子ども手当を支給します。

(注意)

4月分からさかのぼって支給を受けるためには、9月30日(木)【郵送の場合、9月30日消印有効】までに申請を行う必要があります。

なお、申請が10月1日以降になると、申請した日の翌月からの支給となりますので、ご注意ください。

図 福祉課児童係 ②160

本人通知制度が始まります

6月1日から住民票の写しなどを交付したとき、その交付の事実を本人に通知する制度が始まります。

この制度は、代理人や第三者からの請求に基づいて住民票の写しや戸籍謄本などを交付したとき、本人にその交付の事実を通知するものです。

制度の導入により、その請求が不正であった場合の早期発見や不正取得を未然に防止する効果があるものと期待されます。

制度を利用できる方

・伊奈町に住民登録のある方

区長さん 平成22年度が決まりました

| 区名 | 区長 | |
|------|-------|----------|
| | 氏名 | 電話 |
| 丸山 | 城谷俊和 | 723-4545 |
| 下郷 | 小野寺忠勝 | 722-0392 |
| 綾瀬東 | 宇野和之 | 722-2193 |
| 綾瀬南 | 津布子三郎 | 722-6900 |
| 綾瀬北 | 石川介也 | 722-1659 |
| 栄南 | 立林文雄 | 722-7639 |
| 栄中央 | 高須守 | 722-9347 |
| 栄北 | 大野興一 | 722-6759 |
| 志久 | 長井清悟 | 675-2111 |
| 南本 | 河野光男 | 721-2101 |
| 北本 | 森下恒昭 | 722-1417 |
| 中央 | 熊谷實 | 721-5247 |
| 小貝戸 | 澤田精吾 | 721-1445 |
| 柴中荻 | 齋藤君一 | 721-1033 |
| 若榎 | 大貫毅 | 723-2270 |
| 大針 | 戸井田武夫 | 721-0386 |
| 細田山 | 鈴木卓 | 721-2123 |
| 羽貫 | 加藤久雄 | 721-0032 |
| 小針新宿 | 高村益雄 | 728-5661 |
| 小針内宿 | 市川弘也 | 728-0729 |
| 光ヶ丘 | 濱尾貞善 | 728-7273 |

・伊奈町に本籍がある方

ご利用にあたっては、事前に登録の申し込みをしていただきます。事前登録は、6月1日から役場1階住民課にて受け付けます。

・事前登録に必要なもの

本人が申し込む場合

本人確認ができる書類(運転免許証、旅券、住民基本台帳カード等)

代理人が申し込む場合

法定代理人の場合
代理人の本人確認ができる書類(運転免許証、旅券、住民基本台帳カード等)

・住民係内 2113

法定代理人の資格を証明する書類

・法定代理人以外の代理人
代理人の本人確認ができる書類(運転免許証、旅券、住民基本台帳カード等)

委任状

登録の有効期間 3年

通知の方法 郵便

第三者へ住民票の写し等を交付した内容については、伊奈町個人情報保護条例の規定に基づき、本人より開示請求をすることができません。

・住民係内 2112

障害者に対する軽自動車税の減免

申請期限は5月24日まで

次の軽自動車税については、期限までに申請することにより減免される場合があります。

(1) 次のように掲げる軽自動車等(自動車税、軽自動車税を通じて1台に限りま

す。) 障害者が所有する軽自動車等、その方が運転するもの 障害者が所有する軽自動車等(その方の家族が所有するものも含みます。)(で、もっぱらその方の生業、通学または通院等のために、その方の家族が運転するもの。

2 円 納税通知書、印鑑

障害者が所有する軽自動車等、もっぱらその方の生業、通学または通院等のために、その方の常時介護者(運転するもの(その方の含まれる世帯の全員が障害者である場合に限りま

す。)(2) 構造上、障害者の利用にもつぱら供するための軽自動車等

申請窓口 税務課町民税係 必要書類 障害者手帳、運転者の運転免許証(コピー可)、納税通知書、印鑑

2 円 税務課町民税係内 2115

◆ 障害の程度

| 身体障害者手帳 | 障害の程度 |
|-----------------------|-----------------------------------|
| 視覚 | 1～3級。4級の1(4級のうち両眼の視力の和が0.09～0.12) |
| 聴覚 | 2・3級 |
| 音声機能または言語機能 | 3級(こう頭が摘出された場合に限る) |
| 平衡機能 | 3級 |
| 上肢 | 1・2級 |
| 下肢 | 1～6級 |
| 体幹 | 1～3級と5級 |
| 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能 | 上肢：1・2級 移動：1～6級 |
| 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸 | 1・3級 |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能 | 1～3級 |
| 肝機能 | 1～3級 |
| 戦傷病者手帳 | 手帳所持者 |
| 療育手帳 | A、A |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 1級でかつ精神通院医療を受けている方 |